原子力規制委員会了承文書
（2021FY-33）
令和3年7月14日
（議題4資料4）

令和２年度の原子力規制検査の運用実績等を踏まえた制度改善のためのガイド類の改正（第２回）

令和３年７月１４日
原　子　力　規　制　庁

１．概要

令和３年度第３回原子力規制委員会（令和３年４月１４日）において、令和２年度の原子力規制検査の運用実績等を踏まえた制度改善のためのガイド類の第１段階の改正等について報告した（別紙１）。

この際、委員会から、改正事項の一つである検査報告書案に対する事業者からの意見聴取プロセスの必要性について指摘があり、再度検討することとなった。これを踏まえ、６月４日に事業者と意見交換を行い、改めて改正案を取りまとめた。また、第２段階の改正として、残りの原子力規制検査に係るガイド類を改正することとしたい。

２．主な改正内容

（１）検査報告書案に対する事業者からの意見聴取プロセス

６月４日の意見交換において事業者から「現状の検査報告書（案）への意見聴取プロセスについては、事実誤認を避ける上で必要なプロセスであると考えるため、継続実施をお願いしたい。」との意見が出された（別紙２）。これを踏まえ、事業者から事実誤認に関する申出を受けるべく実施要領等の改正を行う。

「原子力規制検査等実施要領」（改正後）（下線部が該当箇所）

3.3 検査報告書の作成 基本検査の検査報告書は、四半期の間に実施した基本検査をまとめて作成する。検査報告書には、当該四半期に実施した検査内容、検査指摘事項等を記載する。検査指摘事項は、その事案における問題が明確になるように事実を客観的に記載する。<u>検査報告書の案は書面により事業者へ通知し、事業者から事実誤認に関する申出がある場合は、書面にて受け取る。これらの書面は、不開示情報を除き公開する。当該申出と併せて基本検査の検査報告書を原子力規制委員会に報告する。</u> 追加検査又は特別検査の検査報告書は、それぞれ個別に作成する。<u>検査報告書の案は書面により事業者へ通知し、事業者から事実</u>

誤認に関する申出がある場合は、書面にて受け取る。これらの書面は、不開示情報を除き公開する。当該申出と併せて追加検査又は特別検査の検査報告書を原子力規制委員会に報告する。

※「共通事項に係る検査運用ガイド（GI0001)」、「原子力規制検査における検査計画及び報告書作成運用ガイド（GI0002)」も同様に改正する。

（２）その他の改正

①大飯３号機の加圧器スプレイライン配管亀裂事象を踏まえ、供用期間中検査により配管に亀裂等の有意な欠陥が検出された場合に、技術基準適合性及び破断前漏えい（LBB）の成立性の考え方について確認することを、「供用期間中検査に対する監督（BM1050)」に追加する。

②「原子力規制検査において使用する事業者 PRA モデルの適切性確認ガイド（GI0010)」に、事業者レベル 1.5PRA モデルに関する内容を追加する。

③建設段階[1]等の施設のリスク等に応じ、以下のガイドの検査頻度、検査時間を見直す。

a. 建設段階又は廃止措置段階の施設は、検査頻度を現行の３年又は２年に１回から「必要に応じて」とする。

「設計管理（BM0100)」、「火災防護（３年）（BE0021)」、「放射線被ばく評価及び個人モニタリング（BR0020)」、「放射線被ばく ALARA 活動（BR0030)」、「空気中放射性物質の管理と低減（BR0040)」、「放射性気体・液体廃棄物の管理（BR0050)」、「放射線環境監視プログラム（BR0080)」、「放射線モニタリング設備（BR0090)」

b. 埋設施設の放射性廃棄物の受入、技術上の基準への適合に係る保安措置の確認について、検査頻度を「発生の都度」とする。

「作業管理（BM0110)」

c. 核燃料施設等について安全実績指標の項目数に応じた検査時間とする。

「安全実績指標の検証（BQ0040)」

④「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド（GI0008)」中の核燃料施設等に係る「監視領域（小分類）の目的と属性」の記載[2]について、実用発電用原子炉と同様のものに見直す。

---

[1] 建設段階とは、建設段階にあり核燃料物質等の搬入が行われていない施設（火災については、火災防護に係る規定に対する使用前検査が終了してない施設）をいう。

[2] 核燃料施設等に係る当該記載は、実用発電用原子炉のものと比べて詳細な記載となっており、検査指摘事項とするかどうか判断する上で検査官の裁量を狭めている。

３．今後の対応

上記２．の改正は、誤記訂正、記載内容の明確化、ガイド間の記載の統一などと併せ、速やかに行う（対象ガイド類は別紙３の通り）。

なお、今回の改正も、本年４月１４日に示した第１段階の改正と同様、原子力規制検査の運用上の手続に係るものであり、また、事業者等との意見交換会合において議論していることから、令和元年１２月１８日の第４９回原子力規制委員会で了承された「新検査制度に係る内規類の決裁区分等について」（別紙４）に基づき、任意の意見募集を実施せず、原子力規制庁の内部決裁により行う。

別紙３

今回改正するガイド類

（１）検査報告書案に対する事業者からの意見聴取プロセス

・原子力規制検査等実施要領（原子力規制庁長官決定）（別添１）
・共通事項に係る検査運用ガイド（GI0001）（検査監督総括課内規）（別添２）
・原子力規制検査における検査計画及び報告書作成運用ガイド（GI0002）（検査監督総括課内規）（別添３）

（２）その他の改正

①大飯３号機の加圧器スプレイライン配管亀裂事象を踏まえた反映

・基本検査運用ガイド（検査監督総括課内規）
　－供用期間中検査に対する監督（BM1050）（別添４）

②事業者レベル 1.5PRA モデルに関する内容の追加

・原子力規制検査において使用する事業者 PRA モデルの適切性確認ガイド(GI0010)（検査監督総括課内規）（別添５）

③建設段階等の施設のリスク等に応じた検査頻度、検査時間を見直し

・基本検査運用ガイド（検査監督総括課内規）
　－設計管理（BM0100）（別添６）
　－作業管理（BM0110）（別添７）
　－火災防護（３年）（BE0021）（別添８）
　－放射線被ばく評価及び個人モニタリング（BR0020）（別添９）
　－放射線被ばく ALARA 活動（BR0030）（別添１０）
　－空気中放射性物質の管理と低減（BR0040）（別添１１）
　－放射性気体・液体廃棄物の管理（BR0050）（別添１２）
　－放射線環境監視プログラム（BR0080）（別添１３）
　－放射線モニタリング設備（BR0090）（別添１４）
　－安全実績指標の検証（BQ0040）（別添１５）

（３）誤記、ガイド間の記載の不整合の適正化、事例の追加などについて改正するガイド類

・原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（GS1001）（原子力規制委員会決定）（別添１６）
・原子力規制検査における規制措置に関するガイド(GI0004)(検査監督総括課内規)（別添２２）
・安全実績指標に関するガイド（GI0006）（検査監督総括課内規）（別添１７）
・原子力安全に係る重要度評価に関するガイド（GI0007）（検査監督総括課内規）（別添１８）
・検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド(GI0008)(検査監督総括課内規)（別添２３）
・重要度評価等の事務手順運用ガイド（GI0009）（検査監督総括課内規）（別添１９）
・基本検査運用ガイド（検査監督総括課内規）
　－放射線被ばくの管理（BR0010）（別添２０）
　－放射性固体廃棄物等の管理（BR0070）（別添２１）
　－自然災害防護（BE0010）（別添２４）
　－地震防護（BE0090）（別添２５）
　－事象発生時の初動対応（BQ0050）（別添２６）
　－非該当使用者等（BZ2010）（別添２７）
・核物質防護に係る重要度評価に関するガイド(核セキュリティ部門内規)(別添２８)

別添1

改正　令和　年　月　日　原規規発第　　号　原子力規制庁長官決定

令和　年　月　日

原子力規制庁長官　荻野　徹

原子力規制検査等実施要領の一部改正について

原子力規制検査等実施要領（原規規発第1912257号-1）の一部を、別表により改正する。

附　則

この規程は、令和　年　月　日から施行する。

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
原子力規制検査等実施要領 **令和元年 12 月** **原子力規制庁** **（最終改正：令和　年　月　日）**	**原子力規制検査等実施要領** **令和元年 12 月** **原子力規制庁** **（最終改正：令和３年４月 26 日）**
2　原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素 （略） 2.1 （略） 2.2 安全実績指標等の確認・評価等 (1) （略） (2) 核燃料施設等※6の場合 安全実績指標は表４に示す監視領域のうち放射線安全、核物質防護とし、規則第５条の規定に基づき事業者から報告を受理する。また、原子力検査官は、事業者が安全実績指標の値を取得・整理する状況を検査により適時確認する。そして、原子力検査官が行う検査により事業者の安全実績指標の値の取得・整理に問題がないことを確認の上、追加検査の要否等を判断するために、安全実績指標の値を表５－２に示すとおり「指摘事項（追加対応なし）」と「指摘事項（追加対応あり）」の２段階に分類する。 この安全実績指標の値は、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委員会のホームページに掲載するほか、「2.7 総合的な評定」において用いる。 ※6　この実施要領において「核燃料施設等」とは、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物理設施設、廃棄物管理施設、使用施設等及び核原料物質の使用に係る施設をいう。 (3) 共通事項 安全実績指標等の確認・評価等の詳細については、別途ガイドを定める。 規則第５条に規定する期間において、全ての安全実績指標に係る安全活動の実績がなく、報告すべき安全実績指標の値がない実用発電用原子炉施設及び核燃料施設等については、運用上、安全実績指標の値を追加検査の要否等の判断に用いないことから、規則第５条の規定に基づく報告を積極的に求める必要はない。 2.3 検査指摘事項の重要度評価 (1) （略）	2　原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素 （略） 2.1 （略） 2.2 安全実績指標等の確認・評価等 (1) （略） (2) 核燃料施設等※6の場合 安全実績指標は表４に示す監視領域のうち放射線安全、核物質防護とし、規則第５条の規定に基づき事業者から報告を受理する。また、原子力検査官は、事業者が安全実績指標の値を取得・整理する状況を検査により適時確認する。そして、原子力検査官が行う検査により事業者の安全実績指標の値の取得・整理に問題がないことを確認の上、追加検査の要否等を判断するために、安全実績指標の値を表５－２に示すとおり「指摘事項（追加対応なし）」と「指摘事項（追加対応あり）」の２段階に分類する。 この安全実績指標の値は、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委員会のホームページに掲載するほか、「2.7 総合的な評定」において用いる。 ※6　この実施要領において「核燃料施設等」とは、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物理設施設、廃棄物管理施設、使用施設等及び核原料物質の使用に係る施設をいう。 安全実績指標等の確認・評価等の詳細については、別途ガイドを定める。 2.3 検査指摘事項の重要度評価 (1) （略）

(2) 核燃料施設等の場合

原子力規制検査によって、いずれかの監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化を確認した場合は、追加検査の要否等を判断するために、検査指摘事項の重要度を評価する。

評価は表５－２に示すとおり「指摘事項（追加対応なし）」と「指摘事項（追加対応あり）」の２段階に分類して行う。

検査指摘事項の評価により「指摘事項（追加対応あり）」の結果が得られた場合には、その評価結果を事業者に通知する。当該事業者が希望する場合には公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で事業者から意見を聴取し、これを踏まえた評価の結果を当該事業者に通知する。

その上で、当該事業者が評価の結果に異議を申し立てた場合には、公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で当該事業者からその異議の内容を聴取し、これを踏まえて、原子力規制委員会としての評価を決定する。原子力規制委員会が決定した評価結果は、当該事業者に通知する。

個別の検査指摘事項に係る評価は、当該検査指摘事項に関する事業者の改善活動が速やかに実施できるよう、当該検査指摘事項を確認してからおおむね３か月以内にその結果を得るべく作業を進める。この際、透明性の確保や行政手続法等に基づき必要となる措置等に留意する。

(3) 共通事項

検査指摘事項に該当する可能性がある場合、当該検査を担当する原子力規制庁管理職は、速やかに原子力規制委員会委員長及び委員並びに関係する原子力規制庁幹部に対してその状況を報告する。

検査指摘事項の重要度評価の詳細については、監視領域に対応した評価体系を整理した上で、別途ガイドを定める。当該ガイドには、評価の手順、考慮すべき事項、判断の基準、手続等を記載する。

2.4 ～ 2.9（略）

3　検査の実施に係る手順等

（略）

3.1・3.2（略）

3.3 検査報告書の作成

基本検査の検査報告書は、四半期の間に実施した基本検査をまとめて作成する。検査報告書には、当該四半期に実施した検査内容、検査指摘事項等を記載する。検査指摘事項は、その事案における問題が明確になるように事実を客観的に記載する。検査報告書の案は書面により事業者へ通知し、事業者から事実誤認に関する申出がある場合は、書面にて受け取る。これらの書面は、不開示情報を除き公開する。当該申出と併せて基本検査の検査報告書を原子力規制委員会に報告する。

追加検査又は特別検査の検査報告書は、それぞれ個別に作成する。検査報告書の案は書面により事業者へ通知し、事業者から事実誤認に関する申出がある場合は、書面にて受け取る。これらの書面は、不開示情報を除き公開する。当該申出と併せて追加検査又は特別検査の検査報告書を原子力規制委員会に報告する。

表３　監視領域の分類

	大分類	原子力施設安全	放射線安全	核物質防護

(2) 核燃料施設等の場合

原子力規制検査によって、いずれかの監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化を確認した場合は、追加検査の要否等を判断するために、検査指摘事項の重要度を評価する。

評価は表５－２に示すとおり「指摘事項（追加対応なし）」と「指摘事項（追加対応あり）」の２段階に分類して行う。

検査指摘事項の評価により「指摘事項（追加対応あり）」の結果が得られた場合には、その評価結果を事業者に通知する。当該事業者が希望する場合には公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で事業者から意見を聴取し、これを踏まえた評価の結果を当該事業者に通知する。

その上で、当該事業者が評価の結果に異議を申し立てた場合には、公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で当該事業者からその異議の内容を聴取し、これを踏まえて、原子力規制委員会としての評価を決定する。原子力規制委員会が決定した評価結果は、当該事業者に通知する。

個別の検査指摘事項に係る評価は、当該検査指摘事項に関する事業者の改善活動が速やかに実施できるよう、当該検査指摘事項を確認してからおおむね３か月以内にその結果を得るべく作業を進める。この際、透明性の確保や行政手続法等に基づき必要となる措置等に留意する。

検査指摘事項に該当する可能性がある場合、当該検査を担当する原子力規制庁管理職は、速やかに原子力規制委員会委員長及び委員並びに関係する原子力規制庁幹部に対してその状況を報告する。

検査指摘事項の重要度評価の詳細については、監視領域に対応した評価体系を整理した上で、別途ガイドを定める。当該ガイドには、評価の手順、考慮すべき事項、判断の基準、手続等を記載する。

2.4 ～ 2.9（略）

3　検査の実施に係る手順等

（略）

3.1・3.2（略）

3.3 検査報告書の作成

四半期の間に実施した基本検査について検査報告書を作成する。検査報告書には、当該四半期に実施した検査内容、検査指摘事項等を記載する。検査指摘事項は、その事案における問題が明確になるように事実を客観的に記載する。追加検査及び特別検査の検査報告書は、それぞれ個別に作成する。

報告書の案は事業者に開示し、当該事業者が事実誤認等に関する意見等の陳述を希望する場合には、公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）又は書面にて意見等を聴取する。

表３　監視領域の分類

	大分類	原子力施設安全	放射線安全	核物質防護

（略）	小分類	（略）				（略）	（略）
使用済燃料貯蔵事業者		発生防止	（略）		（略）		
（略）		（略）					
廃棄事業者		発生防止	（略）		（略）		
使用者※		発生防止	（略）	（略）	（略）		
（略）		（略）					

（略）

表６－１　対応区分（実用発電用原子炉施設）

区分		第１区分	第２区分	第３区分	第４区分	第５区分
（略）						
評価基準		全ての安全実績指標が緑※１であって、かつ、検査指摘事項がない場合又は検査指摘事項がある場合においてその全ての評価が緑のとき	（略）	（略）	・監視領域（小分類）の劣化が繰り返し生じている※２又は、 ・監視領域（小分類）の劣化が２以上生じている又は、 ・黄が２以上又は赤が１生じている	（略）
検査対応	（略）					
	視点等	（略）	（略）	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、それに関連する QMS 要素の中から追加検査項目を選定 ・（略）	・全体的な事業者の安全活動と、全ての QMS 要素の中から追加検査項目を選定 ・（略）	（略）

規則：原子力規制検査等に関する規則

※１　全ての安全実績指標に係る安全活動の実績がなく、報告すべき安全実績指標の値がない場合を含める。

※２　「監視領域（小分類）の劣化が繰り返し生じている」とは、５四半期を超えて監視領域（小分類）の劣化が生じている状態で、更にいずれかの監視領域（小分類）において白が生じた場合をいう。

表６－２　対応区分（核燃料施設等）

区分	第１区分	第２区分	第３区分	第４区分	第５区分
評価基準	指摘事項（追加対	指摘事項			

（略）	小分類	（略）				（略）	（略）
使用済燃料貯蔵事業者		臨界防止	（略）		（略）		
（略）		（略）					
廃棄事業者		臨界防止	（略）		（略）		
使用者※		臨界防止	（略）	（略）	（略）		
（略）		（略）					

（略）

表６－１　対応区分（実用発電用原子炉施設）

区分		第１区分	第２区分	第３区分	第４区分	第５区分
（略）						
評価基準		全ての安全実績指標が緑であって、かつ、検査指摘事項がない場合又は検査指摘事項がある場合においてその全ての評価が緑のとき	（略）	（略）	・監視領域（小分類）の劣化が繰り返し生じている※又は、 ・監視領域（小分類）の劣化が２以上生じている又は、 ・黄が２以上又は赤が１生じている	（略）
検査対応	（略）					
	視点等	（略）	（略）	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、関連する検査項目を選定 QMS 要素の中から追加検査項目を選定 ・（略）	・全体的な事業者の安全活動と、QMS 要素の中から追加検査項目を選定 ・（略）	（略）

規則：原子力規制検査等に関する規則

（新設）

※「監視領域（小分類）の劣化が繰り返し生じている」とは、５四半期を超えて監視領域（小分類）の劣化が生じている状態で、更にいずれかの監視領域（小分類）において白が生じた場合をいう。

表６－２　対応区分（核燃料施設等）

区分	第１区分	第２区分	第３区分	第４区分	第５区分
評価基準	指摘事項（追加対	指摘事項※			

		応なし）※1 又は検査指摘事項がない場合	（追加対応あり）※2			
（略）						
検査対応	（略）					
	視点等	（略）	（略）	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、それに関連する QMS 要素の中から追加検査項目を選定 ・（略）	・全体的な事業者の安全活動と、全ての QMS 要素の中から追加検査項目を選定 ・（略）	（略）

規則：原子力規制検査等に関する規則

※１　全ての安全実績指標に係る安全活動の実績がなく、報告すべき安全実績指標の値がない場合を含める。

※２　指摘事項（追加対応あり）については、重要度評価・規制措置の検討会議において、施設状態の評価及び追加検査の程度を決定する。

なお、本検討会議の運用については、別途ガイドを定める。

		応なし） 又は検査指摘事項がない場合	（追加対応あり）			
（略）						
検査対応	（略）					
	視点等	（略）	（略）	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、関連する検査項目を選定 QMS 要素の中から追加検査項目を選定 ・（略）	・全体的な事業者の安全活動と、QMS 要素の中から追加検査項目を選定 ・（略）	（略）

規則：原子力規制検査等に関する規則

（新設）

※指摘事項（追加対応あり）については、重要度評価・規制措置の検討会議において、施設状態の評価及び追加検査の程度を決定する。

なお、本検討会議の運用については、別途ガイドを定める。

別添16

改正　令和　年　月　日　原規規発第　　号　原子力規制委員会決定

令和　年　月　日

原子力規制委員会

原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について

原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（原規規発第 1912257 号-7）の一部を、別表により改正する。

附　則

この規程は、令和　年　月　日から施行する。

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、 **保安のための措置等に係る運用ガイド** **令和元年 12 月** **原子力規制委員会** **（最終改正：令和　年　月　日）**	**原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、** **保安のための措置等に係る運用ガイド** **令和元年 12 月** **原子力規制委員会** **（最終改正：令和３年４月 28 日）**
Ⅰ.　**目的** 本ガイドは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく、保安のために必要な措置のうち原子力施設の施設管理並びに使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査の適正な実施のため、表１に示す原子力規制委員会規則各条項に基づく法第57条の８の原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、使用前検査、保安のための措置等の運用について定めることを目的とする。 なお、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、使用前検査、保安のための措置等に係る要件の技術的内容は、本ガイドに限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するものと判断するものである。 Ⅱ.～Ⅹ.（略）	Ⅰ.　**目的** 原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく、保安のために必要な措置のうち原子力施設の施設管理並びに使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査の適正な実施のため、表１に示す原子力規制委員会規則各条項に基づく法第57条の８の原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、使用前検査、保安のための措置等の運用について定めることを目的とする。 なお、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、使用前検査、保安のための措置等に係る要件の技術的内容は、このガイドに限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するものと判断するものである。 Ⅱ.～Ⅹ.（略）